平成30年度第2回 札幌市環境影響評価審議会

議事録

日 時:平成30年9月27日(木)午前10時開会場 所:札幌市役所本庁舎 18階 第三常任委員会会議室

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第十次札幌市環境影響評価審議会委員

秋山 雅行 北海道立総合研究機構 研究主幹

小篠 隆生 北海道大学大学院工学研究院 准教授

川﨑 了 北海道大学大学院工学研究院 教授

近藤 哲也 北海道大学大学院農学研究院 教授

鈴木 光 北海学園大学法学部 教授

髙橋 英明 北海道立総合研究機構 環境保全部長

奈良 顕子 一般社団法人北海道建築技術協会常任理事

黄 仁姫 北海道大学大学院工学研究院 助教

福原 朗子 北海道科学大学工学部 講師

吉田 剛司 酪農学園大学 教授

計 10名

(2) 事務局

札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当部長 菅原 祐雄 札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当課長 金綱 良至 札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境影響評価担当係長 北口 順一 札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境管理係 市川 敦嗣

2 傍聴者

なし

3 報道機関

なし

1. 開 会

○事務局(金綱環境管理担当課長) おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから、平成30年度第2回札幌市環境影響評価審議会 を開催いたします。

私は、環境管理担当課長の金綱でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席賜り、ありがとうございます。

まず初めに、本日は、委員総数15名のうち10名の委員にご出席いただいており、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

なお、出席委員について、鈴木委員からは所用のため11時20分ごろに退席されると 伺っておりますので、あらかじめお知らせいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

また、この審議会につきましては、前回と同様、公開で開催することになっておりますため、一般の傍聴席を設けております。本日の議事の内容につきましては、議事録を作成しまして、札幌市公式ホームページ上で公開することとしておりますので、その点につきましてもあらかじめご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

お手元に、上から順番に次第、座席表、委員名簿となっておりまして、次に、資料1として、前回の議事内容及び審議会後の補足についてというA3判の資料です。続いて、資料2-1のバックグラウンド濃度設定の妥当性、資料2-2の騒音を整数で評価することの根拠、資料2-3の事後調査修正案です。

お配りしている資料については以上でございますが、不足などはございませんでしょうか。もし配付漏れがございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、これより議事に移ります。

ここからの議事進行につきましては、川崎会長にお願いしたいと思います。

川崎会長、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議 事

○川﨑会長 おはようございます。会長の川﨑でございます。

それでは、平成30年度第2回札幌市環境影響評価審議会の審議を開始いたします。

本日の議題は、駒岡清掃工場更新事業環境影響評価準備書についてになります。前回は 事前説明でしたが、今回は正式に諮問となります。

それでは、事務局からよろしくお願いいたします。

- ○事務局(金綱環境管理担当課長) それでは、環境管理担当部長の菅原より諮問させていただきます。また、皆さんのお手元には諮問書の写しをお配りいたします。
- ○事務局(菅原環境管理担当部長) 札幌市環境影響評価審議会会長川﨑了様。 諮問書。

駒岡清掃工場更新事業環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から意見を述べるに当たり、札幌市環境影響評価条例第24条第2項の規定に基づき諮問いたします。 札幌市長秋元克広代読。

[諮問書の手交]

○川﨑会長 ただいま諮問書をいただきました。

それでは、ただいま諮問書にあった件について審議を開始したいと思います。

まずは、事務局と事業者から資料について説明がありますので、よろしくお願いいたします。

○事務局(北口環境影響評価担当係長) 私から、前回の議事内容及び審議会後の補足について説明させていただきます。

まず、答申の関係を説明した後、資料1の内容について説明させていただきます。事業者から補足の説明があるということで、資料1の説明が終わった後に、資料2に基づいて事業者から説明することにしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料1をごらんください。

前回の審議会での質疑応答の内容、その後、事業者側が補足を行った説明となっております。白地になっている部分が審議会の場で質疑のやりとりがあったもので、網かけの部分は事業者が補足として追記しているものになっております。

前回の審議会をご欠席の委員、あるいは、審議会が終わった後にメールなどでご意見や ご質問があったとき、それから、評価書について今月中旬まで一般の方々に縦覧し、市民 の方々の意見を募集しておりましたが、ご意見があったときについても同じような資料を 作成することとしておりました。しかし、駒岡清掃工場の更新事業の評価書については、 現時点で先生方各位から追加のご質問、あるいは、一般の市民の方々からのご意見等はあ りませんでしたので、口頭でその旨を報告させていただきます。

次に、資料1と答申の関係でございますけれども、資料1あるいは今回以降の審議会の場でのご意見やご要望をもとに答申を作成して、ご審議いただく流れで考えております。 資料1は、前回の審議会の議事録をもとに作成しておりますが、万が一、記載漏れや抜け、 追記や補足したい事項がありましたら、今回の審議会の場で再度ご質問、ご意見として頂 戴いただきますようお願いいたします。

それでは、資料1の内容を説明させていただきます。

お手元に前回の駒岡清掃工場更新事業の評価書の資料等がございましたら、あわせて、 そちらをごらんいただければと思います。もしない方がいらっしゃいましたら、お声かけ ください。

それでは、こちらの部分と資料1を順番に説明させていただきます。

まず、大気の項目で、秋山委員から説明資料の13ページ、公害防止計画の自主管理値 についてでございます。新工場での公害防止計画における自主管理値は、旧工場における 現行の自主管理値と同じものであるかというご質問でございました。塩化水素とダイオキ シン類は現行より厳しいものであり、それ以外は現行と同じという回答でしたが、補足と しまして、硫黄酸化物についても現行より厳しい設定となるという回答でございます。

次に、大気質の関係全般について、大気質に係る計算についてですが、旧工場が稼働した状態に新工場の影響を加えた形で予測値を計算していますが、新旧両方の工場が稼働することはあり得るのかというお問い合わせでございます。試運転中に新旧両方稼働する時期が発生するため、その旨を前回審議会で指摘されたことから、両方を含めた影響を評価していくという回答でございました。

続きまして、計算に使用するバックグラウンド値についてですが、現地で測定したデータの平均値を用いていました。しかし、測定期間が短期間であることから、市の測定局の結果と比較して妥当性をどのように考えているのかという質問でございました。審議会後に精査したところ、市内の一般環境大気測定局のデータと現地測定結果の比較を行って検討しました。測定値の変動や濃度傾向から、現地測定の結果は妥当な結果ではないかと考えています。ただ、この測定値だけで年の平均値としていいのかというお話が出て、検討したところ、二酸化硫黄と二酸化窒素は測定期間の平均値というのは年平均値よりも高く、逆に、浮遊粒子状物質は年平均値よりも低い結果になった。安全側の予測を行う観点から、二酸化硫黄と二酸化窒素はそのままで、浮遊粒子状物質は低くなっている分に一定の比率を掛けることで補正してバックグラウンド濃度としたいという回答でございます。こちらについては、後ほど、事業者から詳しく説明したいということでございます。

次に、悪臭についてです。秋山委員から、におい対策についてということで、ごみピット内の空気については、におい拡散防止のためにファンで吸引して燃焼に使用するということだが、点検等で燃焼がとまった場合でもごみピット内の負圧は保たれるのかというご質問でございました。負圧は常に保たれるもので、燃焼がとまったときも含めて空気は常に脱臭装置を通して出ていくことになります。

補足としまして、先ほどあったように、炉の燃焼中には燃焼用空気としてプラントに引き込まれますが、炉の停止中には脱臭装置を通じて排出するという回答でございます。

3番目になりますが、騒音について、髙橋委員から住居付近での騒音レベルについてということで、建設機械の稼働に伴う騒音について、敷地境界において基準をクリアしているため、それより外側にある住居付近においても基準をクリアしているのは明白ではありますが、実際に住居付近でどの程度の騒音レベルになるのかを把握しているのかというお問い合わせでございました。準備書では数値ではなくコンター図で記載しておりますが、最寄りの住居での数値も把握しているという回答でございます。

続きまして、内藤委員から、騒音の基準についてということで、基準は65デシベルとなっているところ、工事車両の走行に係る予測値は65.2デシベルという数値でございました。評価は基準内となっていますが、問題はないのかというお問い合わせでございました。車両台数を多く見積もるなど、厳しめの条件で計算していますが、誤差を見越して騒音対策を講じていく予定である。また、補足としまして、騒音についてデシベルを整数

で評価するということについては、環境省のマニュアルに記載があるということでございます。こちらについても、事業者から、後ほど説明をしたいということでございます。

続きまして、奈良委員から旧工場の解体工事に伴う騒音についてということで、旧工場の解体に関して騒音の評価がありませんが、これは問題がないのかというお問い合わせでございました。旧工場の解体工事については、現時点で計画が決まっていないため、今回のアセス手続には含めていないということでございます。今後、解体計画が決まったときにアセスの対象になるかどうかは別途回答するということでしたが、確認したところ、解体工事だけならアセス対象事業にはならないという回答でございます。

続きまして、低周波音について、黄委員から発電機に係る低周波音の予測についてということで、新工場では、より高効率な発電機を使用することになるとしていますが、低周波音の予測については、旧工場と同じ機械を使用する想定で計算しています。機械が変わるのにこれで問題がないのかというお問い合わせでございました。騒音については騒音の機器一覧に示すように、新工場に入れる各設備から予測を行っています。一方、低周波音については個別の設定が困難なため、既存施設の調査結果をもとにした予測を行ったという回答でございました。

続きまして、髙橋委員から、予測に使用する値についてということで、施設の稼働に係る低周波音の予測について、資料93ページと91ページの地図をごらんいただきたいのですが、③及び⑥の地点両方の予測値が載っています。ただ、実際に予測に使用したのは③の地点ということから、⑥の地点の数字を載せているのはどういう理由なのかということでございました。また、二つの地点での測定値の差が大きいので、測定日時は同じなのか、別なのかというお問い合わせでございました。わかりやすくするという意味で⑥の地点の結果を載せています。また、全ての測定については、同じ日時に行ったものであるという回答でございます。

次に、2ページ目の説明になります。

低周波音について、髙橋委員から、騒音・低周波音に係る予測地点についてということで、資料92ページの地図を見ていただきたいのですけれども、低周波音の予測地点について、予測・評価では住居に近いC地点を選んでいますが、事後調査はC地点ではなくB地点を選んでいます。騒音についても、予測・評価の結果が一番大きいのはC地点であると見られますけれども、事後調査地点にはB地点を選んでいますので、一貫性がないのではないかというご指摘でございました。事業者は検討するということで、調査地点は設備機器の諸元が未確定であることも勘案して、東側についてはB地点とC地点の両方で調査を行うこととしたということでございます。こちらについても、事業者から詳しく説明したいということでございます。

続きまして、水質の関係で、鈴木委員から雨水調整池の容量について 2 点のご指摘をいただきました。

まず一つ目は、工事実施中の降雨時に濁水を貯留する雨水調整池について、近年、しば

しば発生するような集中豪雨にも耐えられる程度の容量があるのかというご質問でございました。50年に1度程度の大雨にも対応できる容量で計算しているとのことでございます。

2点目として、工事実施中に激しい降雨が予想される際には、現場にシートがけを行う とのことですが、事実上可能なのかというお問い合わせでございました。雨水が適切に調 整池に流れていく設備をつくりながら工事を行っていくことを考えていまして、天気予報 等を勘案しながら工事業者が適切に管理していくことになるという回答でございます。

続きまして、福原委員から大雨のときの現場の判断について、工事実施中に大雨が降った際の工事の続行、中止というものは、何に基づき判断することになるのかというご質問でございました。工事業者が工事を中止するかどうかの基準などを定めて、それに基づいて判断する。中止の際には、むしろ災害防止措置が必要になるため、天気予報を見ながら早急に判断することになるであろうという回答でございます。

続きまして、近藤委員から、想定している降雨強度の妥当性についてということで、昨今、市内では1時間当たり50ミリ程度の雨が降ることもある中、工事実施中の降雨強度を最大1時間当たり6.5ミリとして予測していますが、もっと強い雨も想定する必要があるのではないかという質問でございます。1時間当たり6.5ミリよりもかなり多量の雨を想定すると排水の放流先である精進川のSS濃度も相当程度高くなると想定されます。このため、雨水調整池からの排水によるSS濃度の上昇に係る評価には適さないと考えているという回答でございました。

続きまして、植物について、近藤委員から低木林の高さについてということで、現存植 生図でシラカバの低木林となっていますが、樹木の高さはどの程度かというお問い合わせ でございました。こちらは大体3メートルから6メートル程度であるという回答でござい ます。

続きまして、動物について坪田委員から3点質問がございまして、1点目はヒグマ対策についてということで、一番問題になるのは生ごみへの執着ですが、生ごみの管理はどのようなものかというお問い合わせでございました。ごみを一時貯留するごみピットについては、常に負圧にすることから、においの拡散はないものと考えているという回答でございます。

これを受けまして、動物の嗅覚は人以上に鋭敏であるため、においを出さないことと生 ごみの管理を徹底していただきたいというご要望がありまして、事業者側から、ご指摘の 件に関しては了解したという回答がございました。

次に、コウモリ対策についてですが、夜間の照明に虫が集まってきて、その虫を食べるためにコウモリが集まってくる可能性がありますが、どのような対策を考えているのかというお問い合わせでございました。ほかの照明と比べて虫が集まりにくいと言われるLE D照明とする予定であるという回答でございます。

これを受けて、なるべく余計な照明は控えるなどの工夫をしていただきたいというご要

望がありまして、事業者側から、ご指摘の件に関しては了解したという回答がございました。

次に、3点目の質問として、貴重な鳥類への配慮についてということで、ハイタカ、オジロワシ、クマゲラについて、事業実施区域内での繁殖は確認できなかったとのことですが、実際にどこで繁殖しているのか、営巣地はどこにあるのかなどの確認は行ったのかというお問い合わせでございます。ハイタカ、オジロワシについては、上空飛翔が確認されたもので、巣の所在等については、調査範囲内は見ていますが、その外での確認は行っていないという回答でございます。

これを受けまして、これらの希少種は、建設後はこの場所を利用しなくなると思われることから、これにかわる生息域等について事後調査を含めてほしいという要望がありました。事業者側は検討するということで、網掛けにあるとおり、ハイタカ、オジロワシは、事業実施区域外で上空の飛翔を1回確認したのみという状況、また、クマゲラは、事業実施区域内で鳴き声を確認したという状況です。施設供用後に周辺地域の生息状況を確認するため、希少猛禽類及びクマゲラを対象に事後調査を行うこととしたいという回答でございます。こちらについても、後ほど説明がございます。

続きまして、近藤委員からクマゲラの行動についてということで、事業区域内は裸地や空き地が多いけれども、ここで生息を確認されたクマゲラは何をしていたのかというお問い合わせでございました。先ほど説明しましたが、姿の確認はしておらず、一度だけ鳴き声が確認されたという回答でございます。

最後に、廃棄物の関係で、黄委員から、伐採樹木の処理方法について、伐採樹木は、地上部分は全て再利用となっているのに対して、地下部は全て廃棄と書かれていましたが、土砂等の影響でリサイクルしにくいという理解でよいかというお問い合わせでございました。事業者側はご指摘のとおりと回答したのですが、後ほど精査しましたところ、地下のいわゆる根の部分についても資源化が可能なことが判明しましたので、準備書の記載について修正を検討したいということでございます。

最後に、発電量の計算根拠についてということで、新工場では高効率発電設備の導入を 予定しているということだが、発電量の計算結果は現状より高い発電効率から逆算して計 算しているのかというお問い合わせでございました。現状のごみ量から、発電量等につい て各プラントメーカーにヒアリングを行いまして、その回答の平均値を使用しているとい う回答でございました。

資料1の概略の説明は以上でございます。

引き続きまして、資料2をもとに事業者側から詳細な補足の説明があります。 事業者の皆様、よろしくお願いいたします。

○事業者(片山) エヌエス環境の片山が説明させていただきます。

資料2-1のバックグラウンド濃度設定の妥当性をごらんください。

まず、表1でございますが、札幌市内の常時監視測定局は11局ございます。二酸化硫

黄は5局、窒素酸化物は全11局です。浮遊粒子状物質は3局で測定を行っております。 1枚めくっていただきまして、図面になります。

黒丸で示しておりますのが一般大気測定局の11局です。主に市街地を中心に設置されております。南のほうに白丸がございますが、①から⑧までの現地調査地点ということで、事業実施区域周辺で調査をしております。それから、石山小学校の少し下に南という黒丸がありますけれども、これは南測定局で、窒素酸化物の測定を行っている状況です。

続きまして、文章は飛ばして4ページの図をごらんください。

左側が一般局5局の二酸化硫黄の測定結果、右側が現地調査8地点の測定結果になります。

線が重なっておりまして非常に見にくいのですが、左側の図の濃度よりも右側の濃度のほうが若干低く、かつ、おおむね同じような変動をしていることがわかります。

続きまして、5ページをごらんください。

図3は二酸化窒素で、同じく左側が一般局の11局、右側が現地調査の8地点の濃度を示しております。

左側の図で、一番下のブルーの線は南測定局で、事業区域に一番近い測定局の濃度になります。この濃度や高さは右側の現地調査とおおむね一致していることがわかります。一番高いのは札幌市街地、市役所の近くですけれども、左側の図の灰色の線で示しているセンター測定局ということになります。

続きまして、6ページをごらんください。

図は、浮遊粒子状物質を示しております。左側が市内の一般局で3局しかありませんが、右側の現地調査8地点の濃度と比べると、3局はいずれも市街地に近い区域に設置されており、やや濃度が高いのですが、夏季に若干高くなるというのは一般局も現地調査もおおむね同じような変動傾向を示していることがわかりました。

こういったことで、現地調査の測定結果と一般環境測定局での札幌市の測定結果がおおむね一致していると判断しております。

次に、7ページをごらんください。

表2に現地測定期間と年平均値の集計期間を記載しております。

現地測定というのは、秋季、冬季、春季、夏季、それぞれここに書いてある7日間の日付でございます。期間平均値というのは、4季の7日間の平均値をとっております。こちらを現状の準備書ではバックグラウンド濃度として、年平均値とみなして設定しています。下の年平均値と書いてありますのは、11月1日から10月31日の365日ありますけれども、こちらが本当の年平均値です。

それぞれの期間について一般環境測定局のデータを集計いたしました。

下の表3は、二酸化硫黄の測定結果になります。

表中で、期間平均値という欄と年平均値という欄を比較しております。二酸化硫黄でいいますと、例えば東月寒測定局では、期間平均値が0.001、年平均値も0.001で

同じ値です。センター測定局では、期間平均値が 0.002、年平均値は 0.001ということで、こちらの局では年平均値のほうが低く、期間平均値のほうが高いという結果になっております。ほかの局も同様で、おおむね期間平均値のほうが高いか同じ値となっておりますので、期間平均値を年平均値とみなすということについては妥当であると考えております。

次に、8ページをごらんください。

表4は、二酸化窒素の測定結果になります。

こちらも、期間平均値と年平均値をそれぞれ比較しますと、一番右の欄は倍率を示しておりますが、1以下になっておりますので、期間平均値のほうが高い値であるということになります。こちらについても、バックグラウンド濃度は安全側の設定になっていると考えております。

最後に、9ページをごらんください。

浮遊粒子状物質についてです。

表5が一般局の集計結果になります。一般局は3局しかありませんけれども、期間平均値よりも年平均値のほうが高い値になっております。倍率が一番大きいのがセンター測定局の1.18になります。

ですから、期間平均値をバックグラウンド濃度に設定するということは危険側になりますので、表6の現地測定値に1.18の倍率を掛けて年平均値相当に補正して、それをバックグラウンド濃度に設定するということで考えております。

続きまして、資料2-2をごらんください。

騒音を整数で評価することの根拠ですが、環境省のマニュアルがございまして、裏面の表 3-7の黄色の網かけのところで、60.4と60.7という数字が上がっております。これを四捨五入して整数化しますと、表 3-8では、それぞれ 60と61という数字になります。注釈がありますが、色つきの測定点が環境基準を超過しているという評価になりますので、四捨五入して整数化した結果を基準値と評価するということになります。

続きまして、資料2-3の事後調査修正案をごらんください。

赤文字にしておりますのが修正した箇所でございます。

まず、8-1ページの動物ですが、先ほどご説明がありましたとおり、希少猛禽類とクマゲラが確認されております。影響については極めて小さいと予測しておりますけれども、 区域周辺における生息状況を確認するため事後調査を実施いたします。

次に、8-2ページをごらんください。

騒音、振動、低周波音の赤文字の部分ですけれども、B地点とC地点の両方で事後調査を実施するということで、1地点加えております。それから、一番下の動物は、調査項目は希少猛禽類とクマゲラ、調査時期については、猛禽類は5月から6月に2回、クマゲラは4月から5月に1回、調査地点は8-4ページに記載しております。事業実施区域の周辺のSt. 1からSt. 4というポイントで定点観察と任意観察を実施いたしまして、出

現する鳥類を識別し、種類と確認状況を記録する方法で調査を実施いたします。 以上が資料2-3の内容でございます。

○川崎会長 それでは、事業者にご質問やご意見がある方はいらっしゃいますか。

環境保全の観点から、忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。事業者の回答に対する再質問でも、それ以外の部分についてでも構いません。

もしお許しいただければ、資料の順番にたどっていきたいと思います。資料1の左側に項目がございますが、大気、悪臭のあたりで質問やコメントがある方はいらっしゃいますか。

○秋山委員 いろいろとご対応いただきまして、ありがとうございます。

かなり安全側を見越した評価ということで、安全側で平均値をとったときに、最終的な 評価結果を見ても安全であるという評価をつけられるという結果でよろしいでしょうか。

○事業者(片山) ご質問は、バックグラウンドを今の設定値よりも高く見込んで、寄与 濃度を足して、それでも結果、基準を下回るかという意味合いですね。

その辺は、先ほどの資料で1.18倍とありましたけれども、それを見込んでも基準に対しては満足するということになります。

○秋山委員 いろいろ安全面を見ているということで、それなりに妥当な数字だと捉えております。そのほかについても累積的影響の部分についても、同時稼働する期間はそれほど長くはないのかなということで、実際の稼働時についてもかなり影響は少ないと捉えておりますので、その辺については妥当な数字だと考えております。

私からの意見です。

○川﨑会長 ほかの委員からはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○川崎会長 では、次の、騒音、低周波音の項目に関してコメントやご意見がある方はい らっしゃいますか。

(「なし」と発言する者あり)

- ○川﨑会長 2ページ目の水質に関係した項目でご意見のある方はいらっしゃいますか。 (「なし」と発言する者あり)
- ○川崎会長 では、次の植物、動物に関してご意見やコメントがある方はいらっしゃいますか。
- ○吉田委員 吉田です。よろしくお願いします。前回は欠席で申しわけございません。 確認をさせてください。

クマゲラの事後調査のご紹介がありましたけれども、4点のうちのSt. 1というポイントを選んだ理由がわかりません。

○事業者(大野) エヌエス環境の大野と申します。

St. 1を選んだ理由ですが、St. 1の東側に西岡の自衛隊の敷地がありまして、そちらにまとまった樹林地がございます。現地調査では鳴き声が事業実施区域内で1度確認

されているのですが、自衛隊の敷地から西側の真駒内側の樹林地のほうに移動している可能性もありますので、西岡側の地点に配置したところであります。

○吉田委員 クマゲラが前回話題になったということで、St. 1についての情報はわかりました。

もう一点、もし可能であれば、クマゲラと希少猛禽類は多分飛んでいるだけなので、せっかく調査するならば、このあたりにヒナコウモリの確認もあるので、どうせならばコウモリの事後調査もするべきだと思います。この4点でできるのではないかと思いますけれども、そのことを記載したほうが望ましいのではないかという意見です。

○川﨑会長 ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

- ○川崎会長 では、廃棄物に関連した項目でいかがでしょうか。
- ○近藤副会長 前回もありましたけれども、根っこの部分も資源化が可能ということで、 それはよいと思いますが、お伺いしたいのは、根っこの部分は泥にまみれて非常に扱いづらいと思いますけれども、どんな方法でやるのかというのが一つ。それから、興味から聞くのですが、割とコストがかかるのではないかという気がします。ある程度わかっておれば教えていただければと思います。
- ○事業者(村田) 施設担当部長の村田でございます。

根っこを含めて木の部分ですが、篠路清掃工場に資源化工場がありまして、そこでチップ化する施設がございます。ここは、幹の部分と根っこの部分も含めてチップ化します。 土はある程度落としてからということになると思いますけれども、そういう設備がありますので、そこでやらせていただこうと思います。

- ○近藤副会長 上も下もチップにするということですね。
- ○川﨑会長 ほかにはいかがでしょうか。
- ○黄委員 別件での質問ですけれども、廃棄物発生に関連して、焼却残渣ですが、搬入されるごみ量がふえることで焼却残渣の量もふえると思いますが、リサイクルされる分がありますね。リサイクルとは具体的に何を考えられているかということと、もう少し現状よりふやしていく見通しはないかをお聞きします。
- ○事業者(村田) 焼却灰のリサイクルは今もやっているのですけれども、基本的にセメントの原材料にする灰セメント化、もっと言いますと、上磯にある太平洋セメントでリサイクルする事業をやっております。ただ、札幌市全体で年間4万トンくらいの灰が出ます。4万トンを出すことになると物すごい金額になるものですから、今は1万5,000トンの焼却灰リサイクルを進めているところでございます。

我々としては、焼却灰リサイクルを少しでも多く進めたいのですけれども、5,000 トンをやるにも億単位の金がかかるものですから、財政当局からなかなかゴーサインが出 ないということで、少なくとも二、三万トンぐらいまでいきたいと思ってはいるのですが、 原資が伴わないということがございまして、現状では1万5,000ですが、予算要求は 進めていこうと考えております。

- ○黄委員 輸送距離が長いということですか。
- ○事業者(村田) 当然、運搬費も含めて、処理コストもかかるということでございます。
- ○川﨑会長 ほかにはいかがでしょうか。

前回ご欠席の方もいらっしゃいますが、資料のスライドに詳しく書いてありますので、 こちらの内容を見ていただきまして、資料1から順番に見てまいりましたけれども、それ 以外の内容でも構いませんので、忌憚ないご意見を頂戴したいと思いますが、全体を通し ていかがでしょうか。

○奈良委員 そもそもの話になってしまうのですが、今回、大きい本の2-13ページ、14ページに焼却施設とか併設施設、管理棟の雑踏配置図の図面があるのですが、プラント自体、技術提案型の入札になるのか、プロポーザルの設計入札になるのかわかりませんが、これから設計があり、プラント自体の施工がありという中で、現在の駒岡工場の方々が事業者という形でエヌエス環境とお答えになっていて、実際に設計、施工をするところに、今こうして細かくやっていることに対する伝わり方というのは、どのような形で担保されるのかについて疑問がありながら聞いていたのですけれども、どんな感じでしょうか。○事業者(平川) 施設建設担当の平川と申します。

こちらの工事時のアセスの内容というものが工事業者に対してきちんと伝わるかどうかにつきましては、発注仕様書や入札の際に入札説明書関連の図書を出して、それに伴って、業者はどういうふうな工事をやっていくかを検討していただくのですけれども、その中で、札幌市で作成している環境影響評価書に準じて整合をとるように工事を行ったり、できる施設に対しましてもこちらの内容にある環境基準を守ってやっていくことを明記させていただきますので、実際に稼働する前の試運転の際にも、大気質や騒音、振動などを測定いたしまして、もし守れていない場合には直してから施工を完了させて引き渡しを行いなさいと明記させていただきたいと考えております。整合をとってやらせていただきたいと考えております。

- ○奈良委員 別の自治体で、実際にやる人たちが事業者として説明していただいてという ことを経験しているものですから、今回は札幌市の担当がいらしてという立ち位置が不安 だったのでお聞きしました。ありがとうございました。
- ○川﨑会長 ほかにご意見はいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○川崎会長 ほかにご意見等がなければ、本日はこれで終了させていただきますが、ご異 議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○川﨑会長 ありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

3. 閉 会

○事務局(金綱環境管理担当課長) 川﨑会長、ありがとうございました。委員の皆さん につきましても、ありがとうございました。

最後に、事務局から事務連絡をさせていただきます。

まず、資料について、前回もご案内いたしましたが、準備書につきましては、お持ち帰りいただいても、この場に置いて帰っていただいても結構です。もし置いて帰られる場合には事務局のほうでお預かりしますので、ご記名の上、机の上に置いておいていただければと思います。

また、追加のご意見やご質問がある場合、さらにお気づきの点などがございましたら、 メールで事務局宛てにご連絡いただければと思います。その場合は、事業者側での回答作 成の都合もございますので、10月15日ごろまでにご連絡をいただければと思います。

また、次回の第3回会議の開催予定ですが、10月29日月曜日の午前10時から12時で予定しております。あらかじめご予定をあけておいていただければ幸いです。後日、改めてご連絡いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、次回の審議会では、10月15日までにお寄せいただくご意見、ご質問の状況に もよりますけれども、これまで出された意見などを踏まえまして事務局で答申案を作成し まして、ご審議いただくことになろうかと考えております。どうぞよろしくお願いいたし ます。

それでは、第2回審議会につきましては、これにて閉会といたします。

委員の皆様、本日はありがとうございました。

以 上